

## 最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

### 山形労働局一般公示第 52 号

山形地方最低賃金審議会は、山形県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、山形県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 8 年 8 月 3 日(月)までに、山形地方最低賃金審議会(山形市香澄町三丁目 2 番 1 号 山交ビル 3 階 山形労働局労働基準部賃金室内)あて提出されたい。

令和 8 年 7 月 14 日

山形労働局長 島 田 博 和